

**税の申告や申請には個人番号
(マイナンバー)の記載と本人
確認書類が必要です**

問い合わせ先 税務課
(☎437121)
または (☎4371
25)

マイナンバー制度の導入に伴い、確定申告(平成28年分以降)や市民税・県民税(平成29年度以降)などの申告書、申請書には、個人番号の記載と、提出する際に、本人確認書類(番号確認書類と身元確認書類)の提示または写しの添付が必要になりました。

また、個人事業主の人が、給与支払報告書(総括表)や償却資産の申告書へ記入する個人番号についても、本人確認書類の提示または写しの添付が必要です。

◎本人確認書類とは

12桁の個人番号を確認できる番号確認書類と、記載した個人番号の持ち主であることを確認できる身元確認書類のことです。

また、個人番号カードがあれば、1枚で番号確認と身元確認が可能です。

提出方法	確認書類		確認方法
本人が持参または郵送する場合	番号確認	①個人番号カード ②通知カード ③個人番号が記載された住民票の写し・住民票記載事項証明書	①～③のいずれか
	身元確認	①個人番号カード ②運転免許証、旅券など ③健康保険証、年金手帳、介護保険証などのうち2つ以上	①～③のいずれか
代理人が持参または郵送する場合	代理権の確認	①法定代理人の場合は、戸籍謄本その他その資格を証明する書類 ②任意代理人の場合は、委任状(原本) ③申告・申請者の運転免許証、健康保険証などの写し	①～③のいずれか
	代理人の身元確認	①代理人の運転免許証、旅券、個人番号カードなど ②代理人の健康保険証、年金手帳、介護保険証などのうち2つ以上	①または②
	申告・申請者の番号確認	①申告・申請者の個人番号カードまたはその写し ②申告・申請者の通知カードまたはその写し ③申告・申請者の個人番号が記載された住民票の写し・住民票記載事項証明書またはその写し	①～③のいずれか

※郵送の場合は写しを添付してください。

**償却資産の申告は
1月25日(水)までに**

届け出・問い合わせ先
税務課 (☎437125) または
上下支所総務係 (☎62111)

平成29年1月1日時点で、市内に償却資産を所有している人は、その資産について毎年申告する必要があります。

申告期限は平成29年2月1日(水)までですが、なるべく平成29年1月25日(水)までに税務課または上下支所総務係に申告してください。

◎償却資産とは

個人または会社で事業を営んでいる人が所有し、その事業のために用いている機械、器具、備品などの資産のことです。

家屋を取り壊したら届け出を忘れずに

12月末までに家屋を取り壊し、まだ届け出をしていない人は、早急に家屋の取り壊し届を届け出てください。届け出をしないと、その家屋に対する固定資産税が引き続き課税されることがあります。

持参するもの 印鑑

※家屋取り壊し届は、税務課、上下支所総務係にあります。